

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う病児・病後児保育事業について

病児保育室かみなりくんの受け入れ基準の変更

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月より制限をしていましたが、緊急事態宣言の解除等に伴い、令和3年10月11日より、以下の通り変更いたします。

【 利用できる方 】

1. インフルエンザ、溶連菌、RSウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス等の確定診断がある病児
2. 上記1に該当する確定診断はないが、新型コロナウイルス感染症のPCR検査や抗原検査結果が陰性で、医師連絡票の所見欄に結果の記載がある病児
3. 同居家族に体調不良者、濃厚接触者がいるがPCR検査や抗原検査結果が陰性であることが提示できる書面がある場合

※病児が通う保育園や幼稚園、小学校で新型コロナウイルス感染症患者が確認されている場合においても条件を満たしていれば受け入れ可能です。ただし、新型コロナウイルス感染症のため学級閉鎖や休校、休園になっている場合は、自宅待機期間であるため、受け入れることはできません。

(学級閉鎖の場合は、閉鎖になっている学級以外のクラスの子は受け入れができません)

【 利用できない方 】

1. 病児本人が濃厚接触者の場合
2. 同居家族が濃厚接触者となり、PCR検査等の結果が未確定の場合
3. 同居家族に体調不良者がある場合
4. 病児本人の通う保育園、幼稚園、小学校等で新型コロナウイルス感染症での学校閉鎖、学級閉鎖となり、自宅待機期間である場合

今後、感染状況や国及び県の要請等により、取り扱いを変更する可能性がありますのでご了承ください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご理解、ご協力をお願いします。

2021.10.11